

# 出席停止通知

下記の感染症にかかった時は学校保健安全法の予防規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐため、登校を停止する定めとなっておりますのでご連絡いたします。

一日も早い回復を願っております。なお、回復して登校する際はこの治癒証明書を学校に提出してください。

令和 年 月 日

保護者殿

昭和町立押原小学校 校長

学校感染症名		出席停止期間	
・百日咳		特有の咳が消えるまで、又は5日間の適正な服薬が終了するまで。	
・麻疹(はしか)		解熱後3日を経過するまで。	
・流行性耳下腺炎		腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。	
・風疹		発疹が消えるまで。	
・水痘(みずぼうそう)		すべての発疹がかさぶたになるまで。	
・咽頭結膜熱(プール熱)		主要症状がなくなった後、2日を経過するまで。	
・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症		病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
・第一種感染症( )		治癒するまで	
治癒証明書		初診	令和 年 月 日
		治癒	令和 年 月 日
押原小学校		左記の疾病が治癒しましたので	
学年	年 組	月 日 より	
		登校可能となることを証明いたします。	
氏名		令和 年 月 日	
病名		医師名	印

\_\_\_\_\_